

第 3 回
石狩市地域防災計画・水防計画
改訂検討委員会
議 事 次 第

日 時：平成 24 年 6 月 15 日（金）15：00～17：00
場 所：石狩市役所 2F 201 会議室

- 1 . 開会

- 2 . 委員長挨拶..... 15:00～15:05

- 3 . 前回議事録の確認..... 15:05～15:15
 - (1) 前回議事の概要
 - (2) 市からの情報提供（気象・災害情報等の収集方法について）

- 4 . グループ別意見交換..... 15:15～16:40
 - (1) 本日の進め方
 - ・グループ別意見交換の進め方
 - (2) 情報提供
 - ・現計画における避難勧告等の伝達方法について

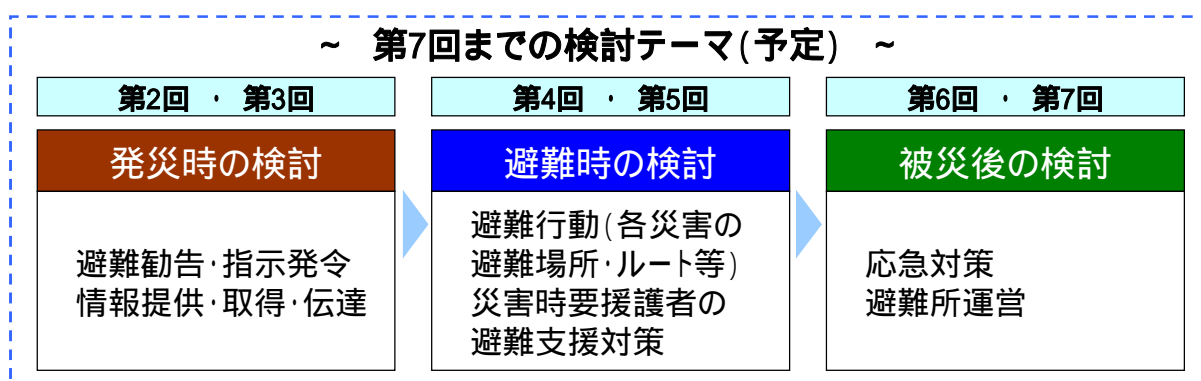
- 5 . グループ別意見発表..... 16:40～17:00
 - (1) グループ別意見発表
 - (2) 委員長からの総括

- 6 . 閉会

グループ別意見交換の進め方

【本日の意見交換のテーマ】

災害情報・避難情報を全ての市民
に速やかに伝えるための
「自助・共助・公助」の役割



グループ別意見交換の進め方

基本的ルール

- ・ 意見を1つにまとめるのではなく、様々な立場の考え・提案を互いに気づき合うことが目的。
他の方の意見に対して反論・否定はしない。
- ・ 1回の意見はできるだけ簡潔、手短に。
- ・ 各グループにスタッフが配置。

グループ別意見交換の進め方

< 意見のまとめ方 >

：意見等の内容をカードに書き込み
ます

- ・ 模造紙上でカードのグループ分けなどして整理しながら、出された意見、重要項目などを確認
- ・ 貼り出したカードを紹介しながら各グループで出された意見を報告

3

現行の石狩市防災計画では

災害情報の伝達は、
『基本編
第4章 情報通信計画』
で明記

第4章 情報通信計画	43
第1節 気象情報等の伝達計画	43
別表1-1 注意報、警報の種類	43
別表1-2 注意報、警報発表基準、記録的短時間大雨情報	46
別表2 予報（注意報含む）、警報、並びに情報等伝達系統	49
第2節 災害情報通信計画	50
1 災害情報の収集及び伝達	50
2 災害通信の連絡方法	50
3 通信設備の利用方法	50
別表1 災害情報等連絡系統図	55
第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画	56
1 異常現象発見時における措置	56
2 災害情報等の調査	56
3 被害状況の報告 〔災害情報等報告取扱要領〕	56 58
様式1 災害情報	59
様式2 被害状況報告（速報・中間・最終）	61
様式3 被害状況報告（中間・最終）	63
別表 被害状況判定基準	65
第4節 災害広報計画	69
1 災害情報等の収集	69
2 災害情報等の発表及び広報の方法	69
第5節 地区情報連絡責任表	71

市が行う災害情報収集の方法

『第4章 情報通信計画 第4節 災害災害広報計画

1 災害情報等の収集

災害情報等の収集には、前節災害情報等の報告、収集及び伝達計画によるほか、次の要領による。

- (1) テレビ、ラジオ情報の収集
- (2) 情報収集班、広報班派遣による災害現場の取材
- (3) 各避難場所からの情報収集
- (4) その他災害の状況に応じ、職員の派遣による資料等の収集

『第4章 情報通信計画 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画 異常現象の発見者に通報を義務づけている

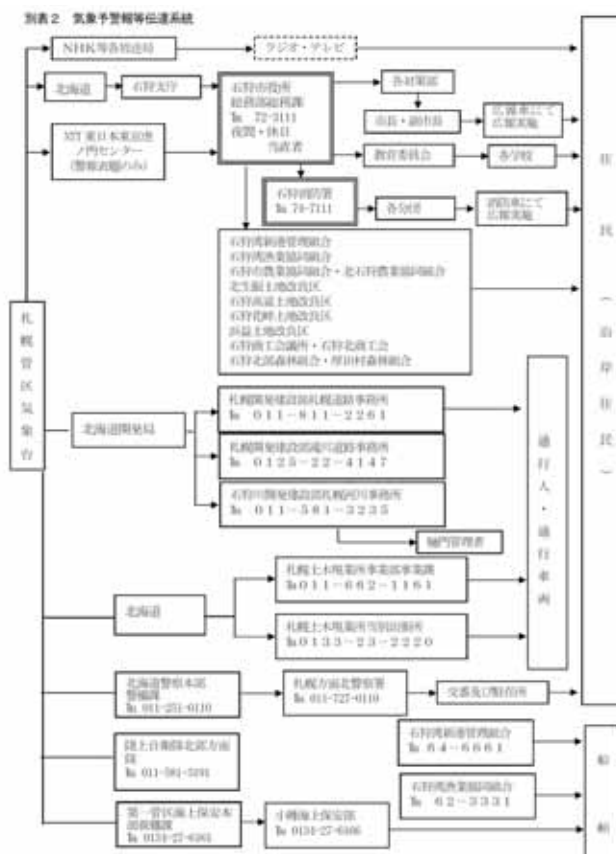
1 異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報

災害の発生及び発生するおそれのある異常な現象（例えば、激しい降雨、降雪、異常水位、地すべり、火災、爆発等）を発見した者は、次の最も近いところにいる者に通報する。

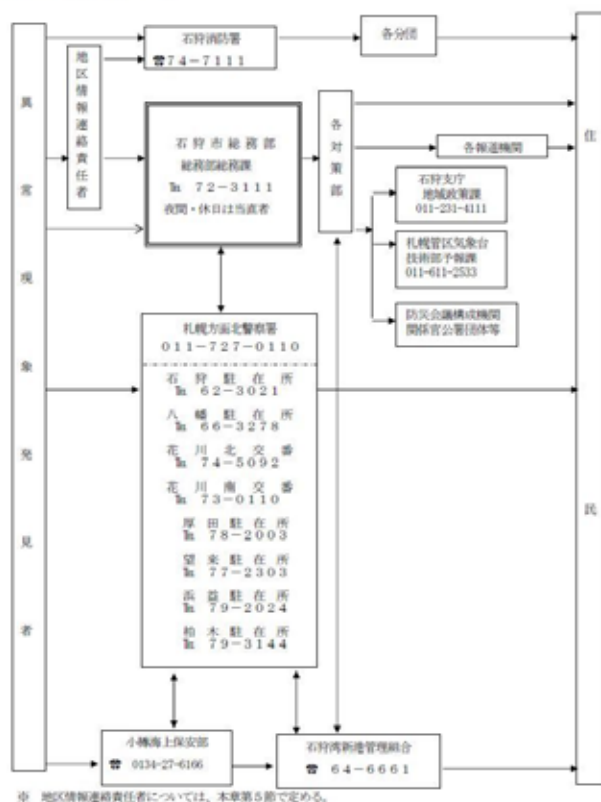
- ア 市役所又は近くにいる市職員
- イ 石狩駐在所、八幡駐在所、花川北交番、花川南交番、厚田駐在所、望来駐在所、浜益駐在所、柏木駐在所又は警察官
- ウ 消防機関若しくは消防職員又は団員
- エ 海上保安官
- オ 地区情報連絡責任者

気象予警報伝達系統



災害情報等連絡系統図

別表1 災害情報等連絡系統図



災害発生時に情報を収集・伝達する方法は

市から市民への情報伝達方法

- エリアメール
- 石狩市メール配信サービス
- サイレン・警鐘
- 放送設備のある車両(消防車、広報車)
- 避難場所の防災行政無線
- 広報紙、チラシ類の印刷物の利用

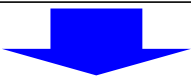
市民自らが情報を収集・伝達する方法

- 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関
- 防災関係機関のHP等
- 自主防災組織等の連絡網

避難が必要な全ての市民に情報を
行き渡らせることが可能か？

例えばこのような状況

停電のとき
テレビ等の電化製品が使えない
大雨が降っているとき
広報車や防災無線のスピーカの音が聞こえない
(最近の家屋は特に気密防音性が高い)
聴覚障害者などの災害時要援護者
音だけの情報連絡は伝わらない場合も
情報を受け取っても逃げられない可能性



自主防災組織などによる「声かけ」
近所どうしで一緒に避難

【参考】 石狩市のメール配信サービス

石狩市HP <http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/>



【参考】 降雨状況の情報収集 HP

気象庁HP <http://www.jma.go.jp/>



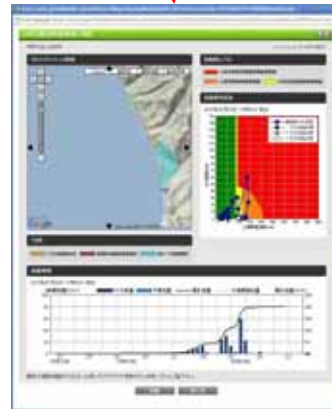
【参考】 水位状況の情報収集 HP

川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>



【参考】 土砂災害の情報収集のHP

北海道土砂災害警戒情報システム <http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/>



【参考】 道路情報収集のHP

北海道地区道路情報 <http://info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp/index.htm>



【参考】 避難情報収集のHP

北海道防災情報 <http://www2.bousai-hokkaido.jp/>



グループ別意見交換会での議題

災害情報・避難情報を全ての市民に速やかに伝えるための「自助・共助・公助」の役割

- ・ 災害（や予兆）を発見したときの市民と市の連携
- ・ 情報を「受け取る」から「教えあう」自助・共助

【議題】防災計画に記載する場合の留意点について

- 1.市民が災害の発生を発見した場合の通報義務
例えば 通報先・通報方法の周知や意識高揚の方法など
- 2.音が聞こえにくい(情報が伝わりにくい)場所での連絡方法
例えば 屋外での作業中や海水浴客など
- 3.災害時要援護者や視覚・聴覚障害者への情報連絡
例えば 情報技術(IT)機器のみに頼らない情報伝達など